

**第5回 良好な自転車交通秩序を実現させるための方策に関する有識者検討会
議事概要**

1 開催日時等

(1) 開催日時

令和6年1月29日（月） 14時30分から16時30分まで

(2) 開催方法

三田共用会議所での対面参加又はオンライン参加

(3) 出席者

<有識者委員>（敬称略）

元同志社大学法学部教授

川本 哲郎（座長）

東北大学大学院法学研究科教授

飯島 淳子【オンライン】

東京大学大学院法学政治学研究科教授

川出 敏裕【オンライン】

サイクルライフナビゲーター

絹 代

一般財団法人自転車産業振興協会常務理事

後藤 浩之

特定非営利法人自転車活用推進研究会理事長

小林 成基

全国学校安全教育研究会会長・府中市立府中第八中学校長

高汐 康浩

公益社団法人日本PTA全国協議会副会長

比嘉 里奈

科学警察研究所交通科学部長

藤田 悟郎

<警察庁交通局>

交通局長

交通企画課長

交通指導課長

交通規制課長

運転免許課長

<関係府省・関係機関>

内閣府政策統括官（政策調整担当）付参事官（交通安全対策担当）

法務省刑事局刑事課長

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長

国土交通省道路局参事官（自転車活用推進）

警視庁交通部交通総務課長

2 議事進行

(1) 開会

事務局より開会を宣言し、警察庁交通局長より挨拶。

(2) 事務局等説明・討議

はじめに、良好な自転車交通秩序を実現させるための方策に関する報告書の案について討議が行われた。その後、警察庁から資料に基づき「自転車の交通安全教育の充実化に向けた官民連携協議会（仮称）」の運営イメージについて説明があった後、討議が行われた。有識者委員による主な意見は次のとおり。

なお、良好な自転車交通秩序を実現させるための方策に関する報告書の案文修正・最終決定については、座長一任とされた。

ア 良好な自転車交通秩序を実現させるための方策に関する報告書（案）について

- これまでの有識者検討会における各委員の意見がしっかり反映されており、有識者委員の意見を取りまとめた報告書に仕上がっている。
- 有識者検討会では、自転車の効果的な交通安全教育の在り方・効果的な違反処理の在り方・通行しやすい交通規制の在り方の三本柱で議論を進め、この報告書を取りまとめるに至った。警察庁においては引き続き、この報告書に基づいて自転車事故のない安全で安心な社会の実現に向けて各種施策を進めていただきたい。
- 自転車利用者に対する今後の交通安全教育の方向性、とりわけ子どもに対して行う交通安全教育の内容や方法を検討していく上では、受講した子どもたちがもう一度交通安全教育を受けたいと思えるように、楽しめて受け入れやすい内容・方法を検討していただきたい。
- 子どもたちに何かを伝えていくためには、家庭という大きさのユニットが非常に重要である。家庭内においても親子間で交通ルール等を共有してもらうためにも、子どもに対して行う交通安全教育では、親・保護者にも参加してもらう必要がある。
- 13歳から車道を走行するようになることに鑑みれば、それまでに正しい交通ルールを体得することが必要である。交通安全教育を行うに際しては、「12歳までに交通ルールを体得させる」といった分かりやすい目標を具体的に定めた方が、交通安全教育の実施主体も目標を持って取り組むことができるため、是非、目標を明示していただきたい。また、教育内容として、子どもの年代の興味に応じたものという観点を盛り込んでいただきたい。
- 子どもたちが意欲的にかつ楽しみながら取り組める教育内容を作り上げることが、学校教育の役割であると考え。交通安全教育を含む学校における安全教育では、文部科学省の学校安全ポータルサイトに掲載されている教材等を活用して行っているため、今後検討される交通安全教育の内容や方法についても、是非このポータルサイトとリンクしていただき、事例集等を掲載していただきたい。
- 例えば自転車運転者講習制度について、制度改正後の情勢により所要の見直しを図っていくと思うが、いつ、どの時点で見直しを行うかを現段階である程度決めておく必要があると考える。今後の見直しがおざなりにならないよう、また今回の制度改正の効果が持続するよう、見直し時期を含め先を見据えた検討も必要である。
- 交通ルールに従って自転車が安全に車道を通行できる環境の整備を、これまで以上に充実させることが急務である。ルール通りに走行しにくい道路環境の改善と、その促進策についても、関係府省と連携して強力に進めていただきたい。

- 昨今、自転車のような外観を有する原動機付自転車が歩道上を無謀運転している姿を目にするようになった。自転車と同じ外観を有しているが故に自転車に対する国民のイメージも悪くなる。また、特定小型原動機付自転車の規定を都合の良いように曲解した宣伝告知がインターネットサイトなどで散見される。安全で快適な道路交通環境を実現するためにも、自転車に限らず、このような原動機付自転車に対する対策も講じていただきたい。

イ 「自転車の交通安全教育の充実化に向けた官民連携協議会（仮称）」の運営イメージについて

- 自転車の安全教育ガイドラインの策定にあたっては、その検討過程において、ガイドラインに盛り込む予定の教育手法や方法を実際に試してみて、その効果を検証し、より教育効果の高いものを取捨選択していく必要があると考える。
- 都道府県警察等が現在において行っている交通安全教育のうち、教育効果の高い好事例を集約して自転車の安全教育ガイドラインに盛り込み、さらにこのガイドラインに基づいて各実施主体が交通安全教育を行うことで、交通安全教育の更なる充実化が期待できる。
- 官民連携協議会の検討事項についてはまず、現場の警察官が交通事故につながりやすい危険な違反行為を的確に指摘し、注意できる能力を早急に育成するための警察官に向けた教育カリキュラムの作成と、子どもたちを指導する教師のためのわかりやすい手引きを作成することが最優先の課題だと考える。同時に、交通ルールを含めた交通安全全般への国民の理解を進めるため、その検討過程で適宜メディア等を通じて広く周知し、持続的に国民の関心を集めるための広報戦略の構築が急務である。
- 官民連携協議会の名称について、この協議会の目的が一見して国民が理解できるような名称にする必要があるのではないかと考える。
- 正しい交通ルールを身に付けたこどもが大人になることで、安全で快適な交通社会の実現につながる。その意味でも交通安全教育のメインターゲットはこどもであると考えられる。特定小型原動機付自転車を含め、様々な交通主体が通行空間を共有する現状においては、「歩道」における安全確保が第一であり、こどもたちには他の交通主体に配慮した歩道の安全な走り方、車道の安全な走り方を身に付けてもらいたい。そのため、官民連携協議会のセカンドテーマとして「こども」を掲げてよいのではないかと考える。
- 近年、技術の進歩により、自転車に類似した形状のモビリティが登場しているが、自転車の交通ルールにのっとって乗ることができるものは、そのような自転車に類似した形状のモビリティではなく、法令上の自転車であるということを知ってもらう必要がある。交通安全教育においては、交通ルールのみならず、自転車そのものについても教え、購入者が正しく選択できるようにすることも求められるのではないかと考える。